

令和3年5月1日

会津高等学校 生徒・保護者 各位

会津高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について

会津地区で急激な感染拡大が進んでいますが、本日、福島県教育委員会より、「会津若松市における新型コロナウイルス感染症集中対策」を踏まえ、南会津地区を除く会津地区の県立学校において、下記の対応をすることが通知されましたので、確認の上、尚一層の感染防止に努めてください。

記

- 1 対象期間 令和3年5月3日（月）～ 令和3年5月16日（日） <2週間>
- 2 学校における基本的な感染症対策について
 - (1) 健康観察の徹底
 - ①体調チェックシート等により生徒の体調の確認を徹底する。
 - ②生徒の体調不良時の報告と対応は迅速に行う校内体制を構築する。
 - ③必要に応じて、「かかりつけ医」または「受診・相談センター」への相談をすすめる。
 - (2) 宿泊を伴う学校行事は停止するとともに、感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）についても停止する。
 - (3) 昼食時の感染リスクを考慮した対策を徹底する。
 - (4) 基礎疾患等がある生徒については、学校医等と連携した上で対応する。
 - (5) 差別や偏見の防止のための指導を徹底する。
- 3 部活動や対外的な交流について
 - (1) 部活動における練習試合及び合宿は禁止する。
 - (2) 各種大会への参加は認める。ただし、原則として、「緊急事態宣言」が発令された地域や「まん延防止等重点措置」が適用された地域など（以下「感染拡大地域」という。）への往来は行わないこと。
 - (3) 各種大会により他地域へ往来する場合は、宿泊を認めるが、参加人数を最小限にするなど、感染症対策を徹底する。
 - (4) 下校時などの会食を控え、会話の際はマスクを着用する。
 - (5) 外部団体と交流する場合は、感染症対策について協力を求める。
- 4 家庭における基本的な感染症対策について
 - (1) 感染拡大地域から帰省・移動した家族や友人と一緒に過ごす場合は、家庭内においてマスクを着用などの対策を行ってください。
 - (2) 同居する家族等に濃厚接触者がいる場合は、家庭内においてもマスク着用等の感染症対策を徹底してください。
 - (3) 生徒やご家族に体調の変化が生じた場合は、担任にもお知らせください。